



愛媛県報

発行 愛媛県

平成25年11月5日火曜日 第2519号

◇ 目 次 ◇

保安林予定森林..... (森林整備課) ... 869
 義務付保の同意を求めるための事前届出及び指定漁船調書の縦覧..... (水産課) ... 869
 落札者等の告示..... (会計課) ... 870
 道路の供用開始 (一般国道317号) (中予地方局管理課) ... 870
 開発行為に関する工事の完了 (2件) (中予地方局建築指導課) ... 870
 道路の区域変更 (県道吉田宇和島線) (南予地方局管理課) ... 871
 道路の供用開始 (") (") ... 871
 道路の区域変更 (県道大洲長浜線) (南予地方局大洲土木事務所) ... 871
 道路の供用開始 (県道大洲長浜線) (") ... 871

公 告

ふく取扱者試験の施行..... (薬務衛生課) ... 871

公営企業公告

ホルミウムレーザーの購入..... (公営企業管理局総務課) ... 872
 脳神経外科手術用顕微鏡システムの購入..... (") ... 873

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1196号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成25年11月5日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 保安林予定森林の所在場所
東温市滑川字上仲屋甲1214の2、甲1215、甲1217、甲1218、甲1221、甲1226、甲1227の1、字タニラク戊258、字谷ラク戊264、河之内字船谷乙264の10
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字上仲屋甲1218・甲1221・甲1226・字タニラク戊258・字船谷乙264の10（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、字上仲屋甲1214の2、甲1215、甲1217、甲1227の1、字谷ラク戊264

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び東温市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1197号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同政令第5条第3項の規定により、1のとおり公示し、及び2のとおり指定漁船調書を縦覧に供する。

平成25年11月5日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 届出事項

(東予地方局管内)

| 発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名 | | | 加 入 区 | 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称 |
|-------------------------|---------------------------|---------------------------|-------|---------------------------------|
| 今治市本町 5丁目7-1 越智 博 | 今治市本町 6丁目4-37 越智 俊介 | 今治市本町 6丁目4-60 石崎 宣孝 | 今 治 | 今治漁業協同組合 |

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成25年11月5日から19日まで

(2) 縦覧場所

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる場所

| | |
|-------------|-----------------------|
| 東予地方局管内の加入区 | 東予地方局 産業経済部今治支局水産課 |
|-------------|-----------------------|

○愛媛県告示第1198号

次のとおり落札者を決定した。

平成25年11月5日

愛媛県知事 中村時広

| 落札に係る物品等の名称及び数量 | 契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地 | 落札者を決定した日 | 落札者の氏名及び住所 | 落札金額 | 契約の相手方を決定した手続 | 入札公告日 |
|--------------------|-------------------------------|-------------|---------------------------------|-------------|---------------|------------|
| パソコンネットワーク学習システム1式 | 愛媛県出納局会計課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2 | 平成25年10月17日 | 四国通建株式会社 愛媛県今治市南大門町1丁目1番地の15 | 56,490,000円 | 一般競争入札 | 平成25年8月30日 |

○愛媛県告示第1199号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年11月5日

愛媛県知事 中村時広

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の日 |
|-------|------|-------------------------------|------------|
| 一般国道 | 317号 | 松山市溝辺町甲50番8から 同市高野町甲36番6まで | 平成25年11月5日 |

○愛媛県告示第1200号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成25年11月5日

愛媛県中予地方局長 松森陽太郎

| 検査済証の番号及び交付年月日 | 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 開発許可を受けた者の住所及び氏名 |
|-----------------------------|---------------------------------|---|
| 25中局建（開）第33号 平成25年10月24日 | 東温市下林字紫生甲1634番3、甲1635番1、甲1636番1 | 東温市下林甲1634番地 株式会社トレイルモータース 代表取締役 永井克久 |

○愛媛県告示第1201号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成25年11月5日

愛媛県中予地方局長 松森陽太郎

| 検査済証の番号及び交付年月日 | 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 開発許可を受けた者の住所及び氏名 |
|-----------------------------|--|--|
| 25中局建（開）第34号 平成25年10月25日 | 東温市南方字東森1770番3、1771番1 東温市南方字森1788番9 | 東温市松瀬川乙1020番地 日本基督教団川上教会 代表役員 廣澤幹夫 |

○愛媛県告示第1202号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年11月5日

愛媛県知事 中村時広

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 旧・新別 | 敷地の員幅 | 延長 | 備考 |
|-------|--------|----------------------|------|------------------|-----------------|----|
| 県道 | 吉田宇和島線 | 宇和島市吉田町知永字栗ノ木丁249番13 | 旧 | メートル 5.0～13.4 | キロメートル 0.075 | |
| | | | 新 | 11.2～23.2 | 0.075 | |

○愛媛県告示第1203号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年11月5日

愛媛県知事 中村時広

| 道路の種類 | 路線名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の日 |
|-------|--------|----------------------|------------|
| 県道 | 吉田宇和島線 | 宇和島市吉田町知永字栗ノ木丁249番13 | 平成25年11月5日 |

○愛媛県告示第1204号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年11月5日

愛媛県知事 中村時広

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 旧・新別 | 敷地の員幅 | 延長 | 備考 |
|-------|-------|------------------------------------|------|------------------|-----------------|----|
| 県道 | 大洲長浜線 | 大洲市長浜町上老松甲1番3地先から 同町上老松甲675番4まで | 旧 | メートル 7.6～17.7 | キロメートル 0.181 | |
| | | | 新 | 10.3～16.6 | 0.181 | |

○愛媛県告示第1205号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年11月5日

愛媛県知事 中村時広

| 道路の種類 | 路線名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の日 |
|-------|-------|-----------------------------------|------------|
| 県道 | 大洲長浜線 | 大洲市長浜町上老松甲83番1から 同町上老松甲675番2まで | 平成25年11月5日 |

公 告

○公 告

ふぐ取扱者試験の施行について

愛媛県ふぐ取扱者条例（昭和27年愛媛県条例第63号）第4条の規定による平成25年度ふぐ取扱者試験を次のとおり施行する。

平成25年11月5日

愛媛県知事 中村時広

1 試験の日時及び場所

| 試験別 | 日時 | 場所 |
|------|----------------------|--------------------------|
| 学科試験 | 平成26年2月12日(水)午後1時30分 | 松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁 |
| 実地試験 | 平成26年3月12日(水)午前10時 | 松山市旭町107番地 愛媛調理製菓専門学校 |

2 受験願書の提出期間

平成26年1月6日(月)から16日(木)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

3 受験願書の提出先

県内居住者については住所地を管轄する保健所と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課とする。

4 試験科目

試験は、次に掲げる科目について学科試験を行い、学科試験の合格者について実地試験を行う。

- (1) 衛生法規
- (2) 食品衛生学
- (3) 魚類学

5 その他

受験についての必要事項は、受験票により指示する。

公営企業公告

○公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成25年11月5日

愛媛県公営企業管理者 三好大三郎

1 入札に付する事項

- (1) 件名
ホルミウムレーザーの購入
- (2) 購入物品名及び数量
ホルミウムレーザー 1式
(使用にあたり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。)
- (3) 購入物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 納入期限
平成26年2月25日(火)まで
- (5) 納入場所
愛媛県松山市春日町83番地
愛媛県立中央病院
- (6) 入札方法
ア この公告の入札は、愛媛県電子入札運用基準(製造の請負等編)に定義するシステム(以下「電子入札システム」という。)による。ただし、愛媛県電子入札運用基準(製造の請負等編)8(1)又は(2)の規定により紙入札による参加承諾を受けた者にあつては、紙入札を行うことができる。

イ 入札金額は、購入予定物品の総額とすること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨

てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成25年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で次の事項に該当する者。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告で示す物品を納入期限までに確実に納入できることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。

3 入札書の提出方法等

- (1) 提出書類及び入札書の提出方法
電子入札システムによる。
- (2) 入札書の受領期限
契約条項及び入札説明書の掲載場所
愛媛県入札情報公開システム上に掲載する。
<http://ebid.cals-ehime.lg.jp/ppi.html>
- (3) 入札書のほかに提出する書類の受領期限
平成25年12月2日(月)午後5時00分まで。
- (4) 入札書の受領期限
電子入札システムによる場合は、平成25年12月17日(火)から平成25年12月19日(木)までの電子入札システム稼働時間中(午前9時00分から午後8時00分まで(ただし、12月19日は午前9時59分まで))。

紙入札による場合は、平成25年12月19日（木）午前9時59分まで。

(5) 開札の日時及び場所

平成25年12月19日（木）午前10時00分

愛媛県公営企業管理局会議室（愛媛県庁第二別館2階）

(6) 問い合わせ先

愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係

〒790 - 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話（089）912 - 2794

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示す物品を納入できることを証明する書類を、入札説明書等に基づき平成25年12月2日（月）午後5時00分までに電子入札システムにより提出しなければならない。

なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 契約保証金

愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条から第154条までの規定による。

(7) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便（書留郵便に限る。）により3(6)に掲げる場所に提出すること。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased :

Holmium Laser , 1 set

(2) Time limit of tender : 9:59 a.m. , 19 December 2013

(3) For further information , please contact : Property Management Section , General Affairs Division , Public Enterprise Management Bureau , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2794

○公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成25年11月5日

愛媛県公営企業管理者 三好大三郎

1 入札に付する事項

(1) 件名

脳神経外科手術用顕微鏡システムの購入

(2) 購入物品名及び数量

脳神経外科手術用顕微鏡システム 2式

（使用にあたり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。）

(3) 購入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 納入期限

平成26年3月27日（木）まで

(5) 納入場所

愛媛県今治市石井町4丁目5番5号

愛媛県立今治病院

愛媛県新居浜市本郷3丁目1番1号

愛媛県立新居浜病院

(6) 入札方法

ア この公告の入札は、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）に定義するシステム（以下「電子入札システム」という。）による。ただし、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）8(1)又は(2)の規定により紙入札による参加承諾を受けた者にあつては、紙入札を行うことができる。

イ 入札金額は、購入予定物品の総額とすること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成25年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で次の事項に該当する者。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) この公告で示す物品を納入期限までに確実に納入できることを証明した者であること。

(3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

(4) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要があ

る場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。

3 入札書の提出方法等

- (1) 提出書類及び入札書の提出方法
電子入札システムによる。
- (2) 入札書の受領期限
契約条項及び入札説明書の掲載場所
愛媛県入札情報公開システム上に掲載する。
<http://ebid.cals-ehime.lg.jp/ppi.html>
- (3) 入札書のほかに提出する書類の受領期限
平成25年12月2日(月)午後5時00分まで。
- (4) 入札書の受領期限
電子入札システムによる場合は、平成25年12月17日(火)から平成25年12月19日(木)までの電子入札システム稼働時間中(午前9時00分から午後8時00分まで(ただし、12月19日は午前9時59分まで))。
紙入札による場合は、平成25年12月19日(木)午前9時59分まで。
- (5) 開札の日時及び場所
平成25年12月19日(木)午前10時10分
愛媛県公営企業管理局会議室(愛媛県庁第二別館2階)
- (6) 問い合わせ先
愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係
〒790-8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話(089)912-2794

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示す物品を納入できることを証明する書類を、入札説明書等に基づき平成25年12月2日(月)午後5時00分までに電子入札システムにより提出しなければならない。
なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 契約保証金
愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第152条から第154条までの規定による。
- (7) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便(書留郵便に限る。)により3(6)に掲げる場所に提出すること。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased :
Surgical Microscopes , 2 set
- (2) Time limit of tender : 9:59 a.m. , 19 December 2013
- (3) For further information , please contact : Property Management Section , General Affairs Division , Public Enterprise Management Bureau , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2794